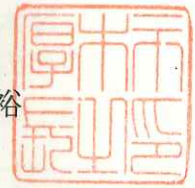


厚木市指令第353号
令和6年11月27日

一般廃棄物収集運搬業許可証

東京都町田市鶴間7丁目25番1号
株式会社永野紙興
代表取締役 赤染 マリリン 様

厚木市長 山口 貴 裕



令和6年10月9日に変更の届出がありました一般廃棄物収集運搬業について、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可
します。

- | | |
|---------------------|------------------------------------|
| 1 許可番号 | 第1-11号 |
| 2 営業所等の所在地
及び名称 | 厚木市寿町1-12-5-101号
株式会社永野紙興 厚木営業所 |
| 3 事業の範囲
(1) 業の種類 | 収集運搬(積替え保管を除く) |
| (2) 取扱廃棄物の種類 | ごみ(一般廃棄物) |
| 4 許可区域 | 厚木市内 |
| 5 許可期間 | 令和6年4月1日から
令和8年3月31日まで |
| 6 許可条件 | 裏面のとおり |
| 7 備考 | |

(収集運搬業)

許 可 条 件

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例及び同規則を遵守するとともに厚木市長の指示に従い、事業計画等に基づき、事業系一般廃棄物を適正に処理すること。
- 2 厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第 22 条等に基づき市内事務所又は事業所等を設けること。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。
- 3 収集運搬にあたっては、一般廃棄物が飛散及び流出しないようにし、また悪臭、騒音等のおそれのないようにし、市民に迷惑行為のないよう常に環境衛生の保全に努めること。
- 4 申請内容に変更が生じた場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則に基づき手続きをすること。
- 5 厚木市環境センターに搬入する場合は、当該施設の搬入における基準等を遵守し、他の市町村から排出された一般廃棄物、産業廃棄物、資源物等の搬入はしないこと。
- 6 毎月の業務実績報告を翌月の 10 日までに、指定の用紙により報告すること。

契約事業所（契約予定事業所）一覧

	事業所	住 所
1	(株)イトーヨーカ堂 厚木センター	上落合 2 7 6
2	(株)ヨークマート 厚木妻田店	妻田北 1 - 7 - 2 7
3	(有)丸石自動車整備工場	元町 3 - 2 6
4	(株)ヨークマート 南毛利店	温水 9 0 6 - 1
5	(株)ミニミニ東海 本厚木店	泉町 4 - 1 3
6	(株)新進商会 神奈川センター	岡田 3 2 1 2
7	(株)ヨークフーズ 厚木インター店	酒井 3 0 5 2
8	(株)ヨークフーズ 厚木店	田村町 1 - 2 6
9	厚木三田ロジスティクスセンター	三田 1 5 6 9 - 1
10	(株)メディセオ厚木支店	田村町 5 - 3 3
11	ローソン厚木寿町店	寿町 3 - 1 5 - 2 3
12	ローソン本厚木駅前店	中町 2 - 4 - 1 6
13	ローソン本厚木駅北口店	中町 2 - 1 - 2 1
14	ローソン厚木一番街店	中町 2 - 1 4 - 1
15	ローソン厚木中央公園東店	中町 2 - 1 4 - 1 2
16	ローソン愛甲石田駅前店	愛甲 1 - 1 - 2

* 契約事業所の変更がある場合は、許可申請事項変更届を提出すること。

* 一般廃棄物の収集運搬について、処理業者は前月分の事業実績を毎月 10 日までに実績報告書により提出すること。